

意見・質問	回答
<p>&lt;一般競争入札案件&gt;</p> <p>①平成30年度 県営かんがい排水事業 大慶寺用水地区 5-2号支線 水路工 事その3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価調書で3者の技術提案が同じ点数と なっている。評価した者の点数が偶然3 者とも同じであったということか。</li> <li>・ 簡易な技術提案で「別途工事対策」とあ るが、具体的にはどういう内容か。</li> <li>・ 入札参加可能者数33者とのことである が、設定した入札参加資格要件を満たし ていれば、水路工事を施工する能力を有 しているということか。</li> <li>・ 33者のうち3者しか入札参加していな いが、どのように考えているか。</li> <li>・ 入札参加した3者は工事箇所から営業所 が近いのか。</li> <li>・ 営業所から工事箇所が近い3者に地の利 があることも、入札参加者数に影響して いるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そのとおりである。</li> <li>・ 同時発注工事が下流に2件あり、その工 事との排水路や資材搬入路などお互いの 工程の調整について記載を求めた。</li> <li>・ 施工可能であると考えている。</li> <li>・ 当事務所管内では予算の関係で水路工事 の件数が増えている。憶測であるが、そ ういった事情もあり、このような入札参 加者数になったのではないかと考えてい る。</li> <li>・ 近い。</li> <li>・ 3者には施工実績がある業者もいるの で、地の利があるということも考えられ る。</li> </ul>
<p>②金沢中央高等学校実験教室棟等大規模改 修工事（建築）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連工事の辰巳丘高校の工事は、工事場 所が異なるが、ダルマ発注なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事場所は異なるがダルマ発注である。</li> </ul>

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関連工事の入札参加者3者と、本工事の入札参加者3者はメンバーが異なるのか。</li> <li>• なぜダルマ発注としたのか。</li> <li>• 入札参加可能者が37者のうち3者しか入札参加していないが、これは見積期間が短いのではないか。見積期間をどれだけとっているのか。</li> <li>• 入札参加者が少ないことに対してどう考えるか。</li> <li>• 手続き等が煩雑であるということであるが、無駄な手続きを減らせばより入参加者が増えるのではないか。</li> <li>• 見積期間の長さが入札参加者数の因果関係は分析しているのか。</li> <li>• 参加業者数を増やす取り組みは何かないのか。</li> <li>• 人手不足や下請け業者不足等が考えられ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各々3者ずつ異なる業者である。</li> <li>• 業種、事業及び入札参加要件が同一となっており、受注機会の均等化の観点等からダルマ発注としたものである。</li> <li>• 公告日が6月26日であり、その日から入札開始日の7月18日までが見積期間となっている。なお、見積期間については建設業法上の規定を遵守した上で、工事の規模に合わせて適切に設定を行っている。</li> <li>• 特に本工事が他の建築工事に比べて少ないとは感じていない。現在、民間の工事が好調であり、人手不足の状態であったり、手続き等が煩雑であったりする役所の工事は敬遠されがちになっているのではないかと考える。</li> <li>• 簡略化できる部分がないか検討してまいりたい。</li> <li>• 分析は行っていない。</li> <li>• できるだけ多くの方に入札に参加いただけるよう、年に4回、今後どのような発注がされるかをおおまかに把握できる発注見通しというものを公開している。それにより、建設業者は工事に向けた準備をすることができるようになっている。</li> <li>• 検討してまいりたい。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p>中、できるだけ入札や工事の準備期間を確保することが重要と考える。働き方改革などが重要視されているため、より業者側に配慮した取り組みや工夫を検討すべきではないか。</p> <p>.</p>	
<p>③石川県水道用水供給事業 調整池水質計器増設工事（金沢、津幡、辰口）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1者しか入札参加していないがどう考えるか</li> <li>・ 本工事の落札者は関わりのある業者なのか。</li> <li>・ 参加者が少ないと広く参加を募る一般競争入札や、技術力と金額で適切な施工者を決定する総合評価方式の意義が形骸化してしまうように感じるがどう考えるか。</li> <li>・ 工事個所が3か所で離れているが、なぜ一つの工事として発注したのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加するかしないかは業者の考えによるものであり、その結果と考える。ただ、水道用水供給事業に関わったことがない業者は、参加に慎重になっているのではないかと考える。</li> <li>・ そのとおりである。</li> <li>・ 近年、入札参加者の減少は確かに目につくようになっており、今後はその原因についても分析を行い、適切な競争入札の環境を整備できるよう努力してまいりたい。</li> <li>・ 3か所の水質計器は同じものを使用し、設置した後に浄水場でまとめて監視を行うものとなる。監視にあたってソフトウェアの改修等が必要となり、分割して発注すると費用が増えたり、連携が煩雑になってしまうため同一の業者が行う必要があると考え、一つの工事とした。</li> </ul>
<p>&lt;指名競争入札案件&gt; ④平成29年度 県営ほ場整備事業（耕作放棄地防止型）倉見地区 第2調整池工事</p>	

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 6者が辞退しているが、どのように考えているか。</li> <li>• 辞退した6者は、今までも県発注工事の受注機会がある業者なのか。</li> <li>• 辞退した6者について、手持ち工事の状況を考慮して次回から指名選定しないということは可能なのか。</li> <li>• 辞退が分かるタイミングはいつか。開札日まで辞退が分からないのか。また、辞退することでペナルティはあるのか。</li> <li>• 辞退の理由は確認したのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 補正予算と当初予算で、春以降まとまった発注があり、手持ち工事の状況から技術者の確保などが難しかったのではないかと考えている。</li> <li>• 今までも受注機会がある業者である。</li> <li>• 手持ち工事の状況は推測のため、次回から指名しないという対応は難しい。</li> <li>• 辞退可能期間は、指名通知した後から入札日までの間である。辞退したことによるペナルティはない。</li> <li>• 配置する技術者の確保が難しいとのことであった。</li> </ul>
<p>⑤都市計画道路 鶴来本町通り線 街路整備 (防災・安全) 工事 (その2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• この工事を含め、この事業は4本に分割して発注しているが、その理由はなにか。</li> <li>• ダルマ方式では高い順に工事を開札し、業者を決めていくのか。</li> <li>• 複数の工事の入札額のトータルが一番安い業者から決めていくといったことはしないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施工期間を短縮するために、複数の工事に分割して発注している。</li> <li>• そのとおりである。</li> <li>• しない。ルールとして、予定価格の高い工事から開札し、その落札者は次の工事に入札できないこととなっている。そしてその旨は公告又は指名通知書に明示をしている。</li> </ul>
<p>⑥一般県道 芝原石引町線 地方道改築 (防災・安全) 工事 (その2)</p>	

平成30年度第3回 石川県入札監視委員会 議事要旨

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2者辞退しているが、なぜ辞退をしたのか。</li> <li>• 指名選定において、「直近の入札において自体が続いたため」指名から外した業者がいるが、どういった理由で辞退をしていたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本案件と同時期に金沢市の工事を請け負っていた又は市の発注した工事の受注を目指しているなど手持ち工事量等を考慮し、本案件での配置予定技術者の配置が難しいことから辞退したとのことであった。</li> <li>• 現場の技術者の配置が困難だということで辞退が続いており、本案件においても配置が困難であることが予測できたため指名から除外したものである。</li> </ul>
<p>&lt;随意契約案件&gt; ⑦平成30年度 県民の森郷土館茅葺屋根改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 福井や富山など、近隣の県で本工事を施工できる業者はいなかったのか。</li> <li>• 見積は妥当なのか。他県の業者から参考見積をとるなどしたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 確認していない。</li> <li>• 平成21年度に県内で差し茅の工事を行った県外業者から参考見積をとるなどしたが、本工事の契約者の見積金額が一番安かった。</li> </ul>